

ぼしゅうしょくしゅ  
**1 募集職種**

しょくしゅ 職 種	しょくむないよう 職務内容	ひつよう めんきよ 必要な免許
こうしなど 講師等  りんじ こうし 臨時 講師  ひじょうきん 非常勤  こうし 講師	りんじこうし じょうきん きょうゆ ようごきょうゆ 臨時講師(常勤)は、教諭、養護教諭  とう じゅん しょくむ じゅうじ 等に準ずる職務に従事します。  ひじょうきん こうし しゅう き 非常勤講師は、週あたり決まった  じかんわり おう 時間割に応じて勤務します。	きょういんめんきよ 教員免許
じむしょくいん 事務職員	しちょうりつがっこう おこな いっぱんじむ 市町立学校で行う一般事務に  じゅうじ 従事します。	

※ めんきよ ひつよう しょくしゅ おうぼ がいと う めんきよ  
 免許が必要な職種への応募には、該当する免許

ゆうこうきげんない しゅとく ひつよう  
 (有効期限内)を取得していることが必要です。

しかく  
**2 資格**

いか じょうけん こうしとう じょうけん み かた  
 以下の①～③の条件(講師等は①～④の条件)をすべて満たす方

とうろく  
 が登録できます。

① しんたいしょうがいしゃてちょう せいしんしょうがいしゃほけんふくしてちょう  
 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳

りょういくてちょう すく も かた  
 または療育手帳の少なくともいずれかを持っている方

しょうがいしゃしょくぎょうせんたーとう こうてきはんていきかん ちてき  
 ※ 障害者職業センター等の公的判定機関で知的

しょう しゃ はんてい かた ふく  
 障がい者と判定された方を含みます。

② めんきよ ひつよう しょくしゅ とうがいしょくしゅ  
 免許が必要な職種については、当該職種に

ひつよう めんきよ ゆう かた  
 必要な免許を有する方

きょういんめんきよ ゆうこうきかんちゅう かぎ  
 ※ 教員免許については有効期間中のものに限ります。

③ ちほうこうむいんほうだい じょう かくごう がいと う かた  
 地方公務員法第16条の各号のいずれにも該当しない方

さんこう ちほうこうむいんほうだい じょう  
(参考) 地方公務員法第16条

- ・ せいねんひこうけんになん ひほさにん  
成年被後見人または被保佐人
- ・ きんこいじょう けい しょ しっこう お  
禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその  
しっこう う もの  
執行を受けることがなくなるまでの者
- ・ ひょうごけん ちょうかいめんしょく しょぶん う とうがいしょぶん  
兵庫県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の  
ひ ねん けいか もの  
日から2年を経過しない者
- ・ にっぽんこくけんぽうしこう ひいご にほんこくけんぽう  
日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその  
した せいりつ せいふ ぼうりょく ほかい しゅちょう  
下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する  
せいとう た だんたい けっせい かにゆう もの  
政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者

- ④ こうしとうとうろくきぼうしゃ くわ がっこうきょういくほうだい じょう  
講師等登録希望者は、③に加えて、学校教育法第9条  
いか かくごう がいとう  
の以下の各号のいずれにも該当しない方

さんこう がっこうきょういくほうだい じょう  
(参考) 学校教育法第9条

- ・ せいねんひこうけんになん ひほさにん  
成年被後見人または被保佐人
- ・ きんこいじょう けい しょ もの  
禁錮以上の刑に処せられた者
- ・ きょういくしょくいんめんきよほうだい じょうだい こうだい ごうまた だい ごう  
教育職員免許法第10条第1項第2号又は第3号  
がいとう めんきよじょう こうりょく うしない とうがい  
に該当することにより免許状がその効力を失い、当該  
しっこう ひ ねん けいか もの  
失効の日から3年を経過しない者
- ・ きょういくしょくいんめんきよほうだい じょうだい こう だい こう  
教育職員免許法第11条第1項から第3項までの  
きてい めんきよじょうとりあ しょぶん う 3ねん けいか  
規定により免許状取上げの処分を受け、3年を経過しない  
もの  
者

### 3 登録手続き及び受付

登録は年間を通じて随時受け付けています。所定の「障がい者  
人材登録申込書」に必要事項を記入し、関係教育  
事務所へ、持参または郵送してください。

### 4 登録の有効期間

有効期間は登録を希望された年度限り（1年以内）です。年度を  
越えて任用を希望する場合は、再度登録してください。

### 5 選考の方法

該当の職種に欠員が生じた時に、該当担当者からご  
本人あてに直接連絡し、面接による選考を行います。  
面接の際に障害者手帳等の確認をさせていただきます。

### 6 任用予定校

市町立の小・中・特別支援学校・定時制高校

### 7 任用の時期

任用は、欠員が生じた時点で年間を通じ随時行われます。

※参考：任用が多い時期は4月当初です。例えば、平成31年4月  
から任用を希望される方は、平成31年1月下旬までに、  
登録申込書を提出してください。

## 8 任用期間

原則として1年以内。任用場所の状況に応じ任用期間は異なります。

## 9 勤務条件

給料等は、それぞれの職種（しよくしゆ）の正規職員（せいきしよくいん）・非常勤（ひじょうきん）嘱託員（しよくたくいん）に準じます。（経歴に応じて給料月額（きゅうりょうげつがく）を決定します。）

常勤の職員は給料の他、通勤手当（つうきんてあて）、扶養手当（ふようてあて）、住居手当等（じゅうきよてあてなど）諸手当（しきゆう）が支給されます。

非常勤の職員は、給料の他、通勤手当が支給されます。

講師等

臨時講師

○ 報酬月額

〈教育職〉

- ・ 大学卒 204,776円（1級21号給）
- ・ 短大卒 185,016円（1級13号給）

※ 上記以外に諸手当が支給されます。

ひじょうきんこうし  
非常勤講師

○ ほうしゅうげつがく  
報酬月額

1 しゅうかん 週間あたりの勤務時間数に 応じて、次のおつぎのとおりです。

しゅうかん 1 週間あたりの勤務時間	ほうしゅうがく えん 報酬額 (円)
じかん 29 時間	242,500
じかん ふん 23 時間 15 分	194,000
じかん ふん 15 時間 30 分	129,500
じかん ふん 11 時間 40 分	97,000

なお、つきとちゅうにんよう 月中途中で任用された場合、ばあいりしよく ばあいまた 離職した場合又は  
しぼう ばあい 死亡した場合についてはひわ 日割りにより けいさん 計算した額となります。

また、ねんじきゅうかおよ 年次休暇及び とくべつきゅうか 特別休暇 (ゆうきゅう 有給のものに限る)  
いがい じゆう 以外の事由により、きんむ 勤務すべき じかんちゅう 時間中に きんむ 勤務しない ばあい 場合は、  
その きんむ 勤務しない じかん 1 時間について、きんむ 勤務時間 じかん あ 1 時間あたりの  
ほうしゅうがく 報酬額を げんがく 減額して ほうしゅう 支給 しきゅう します。

$$1 \text{ 時間あたりの報酬額} = \frac{\text{ほうしゅうげつがく} \times 12 \text{ 月}}{52 \text{ 週} \times 1 \text{ 週間あたりの勤務時間}} \quad (\text{1円未満端数切り上げ})$$

※ じょうきいがい 上記以外に通勤手当が支給されます。

りんじじむしょくいん  
臨時事務職員

○ ほうしゅうげつがく  
報酬月額

ぎょうせいしょく  
〈行政職〉

- ・ だいがくそつ 168,600円 (2級 21号給)  
大学卒
- ・ たんだいそつ 156,800円 (2級 13号給)  
短大卒
- ・ こうこうそつ 147,100円 (2級 5号給)  
高校卒

※ じょうきいがい しょうてあて しきゅう  
上記以外に諸手当が支給されます。

※ きゅうりょうげつがく にんようまえ しょくれき かさん ばあい  
給料月額は、任用前の職歴により加算される場合があります。  
あります。

※ ひじょうきん にんようけいたい さい  
非常勤は任用形態により差異があります。

10 とうろくもうしこみしょ はいふばしょ  
登録申込書の配布場所

かんけいきょういくじむしょ そうむか  
関係教育事務所の総務課

とうろくもうしこみしょ ゆうそう とよ ばあい へんしんよう  
登録申込書を郵送で取り寄せる場合は、返信用として

ちょう ごうふうとう へんそうさき めいき えんきって ちょうふ  
長3号封筒に返送先を明記のうえ、82円切手を貼付し、

かんけいきょういくじむしょ そうふ さい しょう しゃ  
関係教育事務所あて送付してください。その際、「障がい者

じんざいとうろくもうしこみしょ きぼう しゅが  
人材登録申込書」希望と朱書きしてください。

※ きょうしょくいんか  
教職員課のホームページからダウンロードができます。

りょうめんいんさつ しょう  
(両面印刷をして使用してください)

11 とうろくもうしこみしょ ていしゅつさきおよ と あ さき  
登録申込書の提出先及び問い合わせ先

かくきょういくじむしょ  
各 教 育 事 務 所

- はんしんきょういくじむしょ そうむか きょうしょくいんたんとう  
阪 神 教 育 事 務 所 総 務 課 教 職 員 担 当

しょざいち ひょうごけんにしのみやしはぜつかちょう  
〈所在地〉〒662-0854 兵 庫 県 西 宮 市 櫛 塚 町 2-28

ひょうごけんにしのみやちょうしゃ かい  
兵 庫 県 西 宮 庁 舎 3 階

でん わ  
〈電 話〉 0798-39-6154

- はりまひがしきょういくじむしょ そうむか きょうしょくいんたんとう  
播 磨 東 教 育 事 務 所 総 務 課 教 職 員 担 当

しょざいち ひょうごけんかこがわしかこがわちょう じけまちてん  
〈所在地〉 〒675-8566 兵 庫 県 加 古 川 市 加 古 川 町 寺 家 町 天

じんき  
神 木 97-1

ひょうごけんかこがわそうごうちょうしゃ かい  
兵 庫 県 加 古 川 総 合 庁 舎 9 階

でん わ  
〈電 話〉 079-421-9413

- はりまにしきょういくじむしょ そうむか きょうしょくいんたんとう  
播 磨 西 教 育 事 務 所 総 務 課 教 職 員 担 当

しょざいち ひめじしひがしのぶすえさんちょうめ ばんち  
〈所在地〉 〒670-0965 姫 路 市 東 延 末 三 丁 目 12 番 地

ひめじしらさぎ かい  
姫 路 白 鷺 ビル 8 階

でん わ  
〈電 話〉 079-281-9123

- たじまきょういくじむしょ そうむか  
但 馬 教 育 事 務 所 総 務 課

しょざいち ひょうごけんとよおかしさいわいちょう  
〈所在地〉 〒668-0025 兵 庫 県 豊 岡 市 幸 町 7-11

ひょうごけんとよおかそうごうちょうしゃ かい  
兵 庫 県 豊 岡 総 合 庁 舎 4 階

でん わ  
〈電 話〉 0796-26-3773

□ たんばきょういくじむしょ そうむか  
丹波教育事務所 総務課

しよざいち ひょうごけんささやましぐんげ  
〈所在地〉〒669-2341 兵庫県篠山市郡家451-2

ひょうごけんささやまちょうしゃ3かい  
兵庫県篠山庁舎3階

でん わ  
〈電話〉079-552-7484

□ あわじきょういくじむしょ そうむか  
淡路教育事務所 総務課

しよざいち ひょうごけんすもとししおや ちょうめ ばん ごう  
〈所在地〉〒656-0021 兵庫県洲本市塩屋2丁目4番5号

ひょうごけんすもとそうごうちょうしゃ かい  
兵庫県洲本総合庁舎3階

でん わ  
〈電話〉0799-26-3203

## 12 その他

○ とうろくないよう へんこう しょう ばあい かんけいきょういくじむしょ  
登録内容に変更が生じた場合は、関係教育事務所に  
れんらく  
連絡してください。

○ にんよう かぎ とうろく にんよう ばあい  
任用には限りがありますので、登録しても任用できない場合が  
あります。

○ とうろく かた にんよう き しだい さっきゅう  
登録された方は、任用が決まり次第、早急にFAXまたはハガキ  
にんようじょうきょう ほうこく  
で任用状況を報告してください。



べっし  
(別紙)

ひょうごけんしちやうりつしやう ちゆう とくべつしえんがっこう ていじせいこうこう  
兵庫県市町立小・中・特別支援学校・定時制高校

しょう しゃじんざいとろうく にんようほうこく  
障がい者人材登録 任用報告

きやういくじむしよ そうむか いき  
〇〇 教 育 事 務 所 総 務 課 行

きぼうしよくしゆ 希望職種	
------------------	--

な まえ  
名 前 \_\_\_\_\_

TEL ( ) \_\_\_\_\_

かき にんよう けつてい ほうこく  
下記のとおり任用が決定しましたので報告します。

にん 任 用 状 況	がっ こう めい 学 校 名	にんようきかん 任用期間	しよくしゆ 職 種	にんようけいたい 任用形態	きんむじかん 勤務時間  (ひじようきん 非常勤)
	がっこう 学校	ねん がつ にち 年 月 日 ～ ねん がつ にち 年 月 日		じようきん ひじようきん 常勤・非常勤	
	がっこう 学校	ねん がつ にち 年 月 日 ～ ねん がつ にち 年 月 日		じようきん ひじようきん 常勤・非常勤	